

## 「納付交渉」について



公益財団法人 東京税務協会  
専門講師

青柳 進

国民健康保険料(税)の徴収・収納率向上についてお話しさせていただいております。第二回目は、「納付交渉」についてです。

### 1 滞納整理は交渉から

納期限までに国民健康保険料(税)の納付がない場合は督促し、それでも納めない人には文書や電話で催告します。その催告にも応じないときは、来所や訪問による面接交渉することになり、この交渉によって、納付に結び付けるか、差押えなどの滞納処分を進めていくことになります。

ところで、滞納者との面接の行動について私たちが、交渉、折衝、面談、指導などいろいろな表現をしていますが、ここでは交渉とさせていただきます。納付交渉の目的は、①滞納金の完結を促す②納付制度の説明を行う③納付能力、財産(負債を含む)、生活状況を把握することが主たるものです。そして、肝心なのが、滞納者を納期内納付者に変えることなのです。

### 2 納付交渉の時期と聴き取り項目

初めて滞納した者の交渉時期は督促してすぐでなければよいのですが、実務の都合上、文書催告後となり、納付期限から3カ月程度経過したころに交渉の場を設けることが一般的です。

そして、交渉時に聴き取りする内容は、①滞納した原因、その発生時期②日常の生活・資金収支③預金、生命保険、不動産、不動産の保有状況④滞納金完結のための納付計画⑤今後発生する料(税)の納付見込みなどとなります。

また、擬制世帯においては、被保険者の収入状況や生計維持関係も尋ねます。既に滞納が累積している者、短期被保険者証を交付している者への聴き取りは、交渉する時点の生活資金収支、納付計画が中心となります。聴き取りの内容によっては、その裏付けとなる資料の提出を求め、資料の提出は滞納者自身が責任を持って行うものであることを伝えます。

### 3 早期解決を基本に滞納整理

聴き取りした内容や提出された資料に不足があれば、さらに提出を求め、また調査を行います。これらの情報をどれだけ収集できるかが肝心で、聴き取りや調査が十分であれば交渉を主導することができます。

それらのことから、完結するまでの期間や、短期被保険者証を交付・更新するのか、差押えしないと解決できないか、地方税法の換価の猶予に該当させ

### 6 交渉のルールと滞納整理の目的

交渉にあたっては、徴収職員一人一人が行政の代表者であることを忘れないこと、中途半端な交渉は逆効果であり、安易な回答は避け、また、節度ある態度で、問題の核心に耳を傾け、相手が自然に歩み寄ってくるようにすること、肝心なことです。

滞納整理は、交渉で解決するか、差押えが必要かを選択して完結させることが目的の仕事です。収納率の向上は、「滞納させないこと」、「滞納一件ごとの解決の積み重ね」により達成されます。そのため、組織ルールを作り、管理監督者のリーダー力と共に、是非組織一丸となって取り組んでください。

るか、納付できない状況なのかなどの判断をすることになります。もちろん、新たに発生する徴収金については、納期限内に納付することを条件にしておきます。

そして、大切なことは、現在から将来にかけて納付の誠意があるか、擬制世帯においては保険料(税)を実質的に負担しているのは誰なのかを見極めることです。

滞納者に納付能力があれば、できるだけ早期に完結することを明示します。払う意思が見られない者へは直ちに差押えを執行します。もちろん払えない状況にあるものは滞納処分の執行停止を考慮することになります。

実際の交渉場面においては、聴き取りと同時に、すでに収集した資料により、その場で判断しなければならぬことが多いものです。

### 4 訪問による交渉

訪問交渉は、出張徴収に行くのではありません。訪問は相手の状況を職員自らの目で確認すること、さらに滞納整理の適正な判断に近づけるものです。

訪問交渉に際しては、無計画に向かうことなく、賦課滞納状況を確認しておき、訪問調書・差押調書・搜索調書・滞納金内訳・現金領収書・印鑑などのセットと滞納処分吏員証を持ち、極力複数の職員で出向くことが事故防止になります。

### 5 分割納付の申出があったとき

法に規定する猶予の制度を使わない納付の延長や

分割納付は、事実上の猶予で窮余の一策です。もちろん、法に規定する換価の猶予に該当させる場合は、法の手続きにより処理します。

分割納付の申出があった場合は、完結することを前提に置き、その納付の期間、滞納金額や滞納の原因により異なりますが、できるだけ短い期間の3カ月とか6カ月の目標設定で交渉することを心がけるべきです。滞納が増加する内容の申出、これを認めず、差押えに移行するか、分割納付と差押えを併行して処理します。

交渉時に滞納者に対しては、分割納付に限らず、滞納処分を含めた行政の滞納整理の方針をはっきりと示しておきます。それに沿って、滞納者も考えることになり、累積滞納を防ぐことができるのです。一度納付が途絶えると滞納はさらに累積するだけです。

なお、分割納付期間の目標などは組織内で決めておき、滞納者に示す内容は、徴収職員個人の見解ではなく、組織方針であることも伝えます。事案によっては担当者のみで判断することなく管理監督者と協議する決まりを設けることも重要なことです。

また、差押えを執行する際に、交渉後に改めて差押えの予告などが必要ありません。すでに督促、催告で予告し、交渉で説明をしているためです。

納付誓約書を徴する場合は、誓約した期間内においても財産調査を行うこと、納付計画は3カ月で見直すこと、納付不履行は差押えされたと異議のないこと、また、滞納金は自己の債務であることなどを承認すると記しておきます。

債務の承認は、徴収権の時効の中断効果がありますが、すべての滞納者に対して、債務の承認を取ることがよいとは限りません。債務の承認を取り、不履行となれば、判断を問われ、また、不良債権を無用が増加させることになり、滞納整理事業ごとの進行管理を十分に行ってください。

#### Profile

青柳 進 あおやぎ すずむ  
公益財団法人 東京税務協会 専門講師

経歴 東洋大学 卒業  
東京都主税局徴収部特別機動整理室特別機動調査係長  
東京都墨田区税務事務所徴収課長  
東京都新宿区税務事務所徴収課長  
東京都葛飾区国民健康保険徴収指導相談員  
現職

講師 ・徴収滞納整理 地方税、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料  
・進行管理  
・軽油引取税課税徴収

講師先 総務省、全国税務協会、自治大学校、市町村アカデミー、全国市町村国際文化研修所  
沖縄県、宮崎県、山口県、鳥根県、茨城県など全国30以上の府県市町村

著書 公益財団法人東京税務協会発行 「滞納整理事務の手引」 主筆